広島工業大学
ガバナンス・コード
＜第１版＞

2020 年 4 月 1 日

学校法人鶴学園

広島工業大学は、昭和 38（1963）年に開学して以来、学校法人鶴学園の建学の精神『教育は愛なり』及び教育方針『常に神と共に歩み社会に奉仕する』に基づき、倫理観を持った技術者を育成し、社会に送り出すことを通してその役割を果たしてきました。私立大学としてこの使命・役割を果たすには、建学の精神及び教育方針に基づいた特色ある教育・研究の飽くなき追求と社会の発展に貢献できる人材の育成を継続しなければなりません。

しかし、今日、高等教育を取り巻く環境は、様々な面において厳しくかつ複雑です。教育機関としての公共性及び公益性という役割を果たすには、どのような時代が来ようとも対処し得るガバナンスが不可欠になりました。ここに広島工業大学のガバナンス・コードを定める所以があります。

広島工業大学にとって、適切なガバナンス・コードの策定及び継続的な遵守・強化は、次の 5 点が肝要と考えます。

(1) 私立大学の自主性・自立性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
(2) 安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
(3) 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
(4) 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
(5) 透明性の確保…情報公開等

（日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」制定指針）

本法人は、理事長をはじめ理事、監事、評議員そして全教職員が、ガバナンス・コード制定の趣旨を十分理解し、これを活用してガバナンスの在り方を常に点検し、その結果を社会に公表してステークホルダーからの信頼維持に努めてまいります。

学校法人鶴学園
理事長・総長　鶴　　衛

目　　次

第１章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重・・・・・・　１
１－１　建学の精神・教育方針
１－２　教育と研究の目的（私立大学の使命）

第２章　安定性・継続性（学校法人運営の基本）・・・・・・・・・・・・・・　３
２－１　理事会
２－２　理事
２－３　監事
２－４　評議員会
２－５　評議員

第３章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）・・・・・・・・・・・・・・　６
３－１　学長
３－２　教授会

第４章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）・・・・・・・・・・　７
４－１　学生に対して
４－２　教職員等に対して
４－３　社会に対して
４－４　危機管理及び法令遵守

第５章　透明性の確保（情報公開）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
５－１　情報公開の充実

おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

第１章　　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人鶴学園 広島工業大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

１－１　建学の精神・教育方針

本学園の教職員は、一枚の大事な写真を共有しています。病の床から数学を講義する校祖鶴虎太郎「病床中の授業」の写真です。校祖は、明治 39 年に脊椎カリエスが悪化し、下半身不随となりました。しかし、入学を許可した生徒の教育を放り出すことはできない、と病床から授業を続けました。この姿こそ、本学園の建学の精神『教育は愛なり』を現したものです。

本学園創立者の鶴襄は、教育方針を『常に神と共に歩み社会に奉仕する』と定めました。「常に神と共に歩み」は、“自己を厳しく戒め、自らを律する精神を忘れずにことにあたれ”と人間としての生き方を示唆しています。後半の「社会に奉仕する」は、一個人は社会の人々の奉仕の上に成り立っている事実に改めて注意を促す言葉です。

本学園教職員は、『教育は愛なり』の愛とは、「想い」を持って教育にあたることと理解し、実践しています。そしてその「想い」とは、「学生の現実にきちんと向き合い、どういう教育をどのようなプログラムで展開すべきか」「それが学生の何を養うことになるのか」「どのような人材育成につながるのか」という自己への問いかけです。また、『常に神と共に歩み社会に奉仕する』という言葉から、「想い」を込めた自己活動を「これでいいのか」「さらに工夫できることはないのか」と絶えず自己点検し、社会に奉仕できる人材の育成に取組みます。

１－２　教育と研究の目的（私立大学の使命）

（１）建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

①　大学の教育目的及び研究目的

本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り、本学園の建学の精神『教育は愛なり』及び教育方針『常に神と共に歩み社会に奉仕する』に基づき、工学、情報学、環境学及び生命学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とします。

②　工学部の教育目的及び研究目的

専門的な科学技術の基礎力、創造性教育のための体験学習、学際性及び社会力育成にかかる教育を重視し、ものづくりを通して、社会に奉仕、貢献できる人材を育成します。

③　情報学部の教育目的及び研究目的

社会生活に密着した情報学について研究教授を行い、高度情報化社会の形成に貢献できる学識を備えた、情報関連技術の中核を担う人材を育成します。

④　環境学部の教育目的及び研究目的

自然環境系、社会環境系及び人間環境系の分野を融合した新しい概念の上に立ち、良好な環境の保全や形成を行う観点から物事を考察できる姿勢と能力を有した人材を育成します。

⑤　生命学部の教育目的及び研究目的

工学分野に保健衛生及び農学分野を含めた学際領域として研究教授を行い、健康な社会の形成に貢献できる学識と豊かな人間性を備えた生命関連技術の中核的・実践的専門的職業を担う人材を育成します。

⑥　工学系研究科の教育目的及び研究目的

グローバル化時代の今日、社会から求められているのは高い専門知識と豊かな創造力、そして実践力を備えた高度専門技術者及び研究者です。そのような人材を育成するため、本学では充実した研究施設の下、優れた教員集団からなる研究組織体制によって大学院教育を実践しています。

（２）中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

①　安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境変化の予測に基づく、鶴学園中期経営計画・財務計画（5 年計画）（以下「中期計画」という。）の検討・策定をします。

②　中期計画は、教育・研究等に関する諸事項の実施方法等を検討する大学運営会議及び理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。

③　財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。

④　改革のために、教職協働の観点からも経営事務職員及び技術職員等（以下「職員」という。）の人材養成・確保など職員の役割を一層重視します。

⑤　経営陣と教職員が中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

⑥　中期的な計画に盛り込む内容

ア　建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
イ　教育改革の具体策と実現見通し
ウ　経営・ガバナンス強化策
エ　法人・教学部門双方の積極的な情報公開
オ　財政基盤の安定化策
カ　入学定員確保策
キ　教育環境整備計画
ク　グローバル化、ICT 化策
ケ　計画実現のための PDCA 体制

（３）私立大学の社会的責任等

①　自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。

② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。

③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第２章　安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

２－１　理事会

（１）理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任します。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制とします。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ァ)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(ィ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場

合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧　役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨　理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わりません。

２－２　理事

（１）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

①　理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。

②　理事長を補佐する理事として、常勤理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。

③　理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。

④　理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

⑤　理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥　理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦　理事は、学校法人と利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けます。

（２）学内理事の役割

①　教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

②　教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

（３）外部理事の役割

①　複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。

②　外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③　外部理事には、審議事項に関し、必要な情報提供を行います。

（４）理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

２－３　監事

（１）監事の責務（役割・職務範囲）について

①　監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

②　監事は、その責務を果たすため、事前に定めた学校法人鶴学園監事監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。

③　監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。

④　監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報

告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できます。
⑤　監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

（２）監事の選任
①　監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て、監事を選任します。
②　監事は２名以上３名以内置くこととします。
③　監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

（３）監事監査基準
①　監査機能の強化のため、学校法人鶴学園監事監査規程等を作成します。
②　監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
③　監事は、学校法人鶴学園監事監査規程に基づき監査を行い、その結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告するとともに、これを公表します。

（４）監事業務を支援するための体制整備
①　監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
②　監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
③　監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
④　学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
⑤　その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

（５）常勤監事の設置
監事の監査機能の充実及び向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

２－４　評議員会

（１）諮問機関としての役割
次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。また、審議及び諮問事項に関し、必要な情報提供を行います。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わりません。
①　予算及び事業計画
②　事業に関する中期的な計画
③　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
④　役員に対する報酬等（報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）
⑤　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
⑥　寄附行為の変更
⑦　合併

⑧　目的たる事業の成功の不能による解散
⑨　寄附金品の募集に関する事項
⑩　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（２）評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

（３）評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

（４）評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

２－５　評議員

（１）評議員の選任
①　評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
②　評議員となる者は、次に掲げる者としています。
ア　当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
イ　当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
ウ　前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
③　学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

第３章　　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学校法人鶴学園寄附行為施行細則に基づき、「総長が選考し、理事会に推薦（具申）して理事会において決定する。」とあり、その職務については、同施行細則において、「総長の指揮の下に大学の教育運営の全般を管理し、大学を代表する。」としています。
私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長及び学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

３－１　学長

（１）学長の責務（役割・職務範囲）
①　学長は、広島工業大学学則（以下「学則」という。）第１条に掲げる目的「本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、鶴学園の建学の精神『教育は愛なり』及び教育方針『常に神と共に歩み社会に奉仕する』に基づいて、工学、情報学、環境学及び生命学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる。」を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
③ 学長は、所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

（２）学長補佐体制（副学長・学部長の役割）
① 大学に副学長を置くことができるようにしており、広島工業大学副学長規程第 6 条において「副学長は、学長の職務を助けるとともに、学長から委任された事項を所掌する。」としています。その職務についても、同規程に定めています。
② 学部長の役割については、学校法人鶴学園寄附行為施行細則において「学部長の職務は、その学部の教育、研究に関する事項について統轄する。」としています。

３－２ 教授会

（１）教授会の役割（学長との関係）
大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則第 58 条及び広島工業大学教授会規程に定めています。
ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

（２）工学系研究科委員会の役割（学長との関係）
大学院の教育研究の重要な事項を審議するために工学系研究科委員会を設置しています。審議する事項については広島工業大学大学院学則第 42 条及び広島工業大学大学院研究科委員会規程に定めています。
ただし、研究科委員会においても、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が研究科委員会の審議結果に拘束されるものではありません。

第４章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

４－１ 学生に対して

（１）学生の学びの基礎単位である学部等においても、三つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
① 学部ごとの三つの方針（ポリシー）
ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・

充実に取組みます。

③　ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

４－２　教職員等に対して

（１）教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

（２）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神及び教育方針に基づく教育・研究活動等を通じて、本法人の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

①　ボード・ディベロップメント：BD

ア　常勤理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。

イ　監事は、毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

②　ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア　三つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。

イ　教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③　スタッフ・ディベロップメント：SD

ア　全ての教員・職員は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ　SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ　教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性と資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

４－３　社会に対して

（１）認証評価及び自己点検・評価

①　認証評価

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

②　自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③　学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内

外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

（２）社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「創造の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

４－４　危機管理及び法令遵守

（１）危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。

ア　大規模災害

イ　不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

ウ　健康被害（感染症等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。

ア　学生及び教職員等の安全安心対策

イ　減災・防災対策

ウ　ハラスメント防止対策

エ　情報セキュリティ対策

オ　その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取組みます。

（２）法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取組みます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第５章　　透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

５－１　情報公開の充実

（１）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条の 2）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

①　教育・研究に資する情報公表

ア　大学の教育研究上の目的
イ　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
ウ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
エ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
オ　教育研究上の基本組織
カ　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
キ　入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
ク　授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
ケ　学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
コ　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
サ　授業料、入学料等の大学が徴収する費用
シ　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
ス　学生が修得すべき知識及び能力

②　学校法人に関する情報公表

ア　財産目録・貸借対照表・収支計算書
イ　寄附行為
ウ　監事の監査報告書
エ　役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）
オ　役員報酬に関する基準
カ　事業報告書

（２）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

①　教育・研究に資する情報公開

ア　海外協定及び国際交流
イ　大学間連携
ウ　地域連携並びに産学官連携

②　学校法人に関する情報公開

ア　中期的な計画

（３）情報公開の工夫等

①　上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

②　情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。

③　公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわ

たることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④　公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

おわりに

日本における全大学数の約 8 割を担う私立大学は学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献しています。また、私立大学は地域社会における高等教育へのアクセス機会の均等と知的基盤としての役割も同時に果たしています。

今後とも、私立大学が我が国の発展に寄与し貢献していくためにも、私立大学が、主体性を重んじ公共性を高め自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」を制定し、それを規範として運用することにより、適切なガバナンスを確保し、強固な経営基盤をもとにした新しい大学づくりを進めていくことが必要です。

広島工業大学は、本ガバナンス・コードに基づき、教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、私立大学の社会的責任を全うすることにより、私立大学が社会からの信頼に応え、さらなる社会の支援につながることを目指します。

広島工業大学

ガバナンス・コード

＜第１版＞

2020 年 4 月 1 日発行

発　行　　学校法人鶴学園　広島工業大学
731-5193　広島市佐伯区三宅二丁目 1-1